

阿南工業高等専門学校寄附講座細則

(平成19年2月1日)

(細則第8号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校地域連携・テクノセンター規則第2条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附講座の設置等について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 寄附講座の設置及び運営は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本校の自主性及び創造性の下に、本校における教育研究の発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、寄附講座とは本校において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附に基づいて、本校の教育研究の高度化、活性化を図ることを目的として付加的に設置される組織をいう。

(名称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

2 寄附講座の名称には、寄附者が明らかになるような字句を付することができる。

(寄附の申込み)

第5条 寄附講座の設置に係る経費等の寄附の申込みをしようとする者は、寄附申込書(別紙様式1)により、校長に申し出るものとする。

(設置及び受入れの決定)

第6条 校長は、前条の申込みがあった場合は、寄附講座の概要(別紙様式2)を作成し、寄附講座の設置について運営委員会に諮り、その審議の結果に基づき、設置の決定及び経費の受入れ等の手続きを進めるものとする。

(設置期間等)

第7条 寄附講座の設置期間は原則として2年以上5年以下とする。ただし、特に必要がある場合には、これを更新することができる。

2 寄附講座の内容に大きな変更を加える場合及び設置期間を更新する場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

(成果の公表)

第8条 校長は、寄附講座の設置期間が終了したときは、当該寄附講座における教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(寄附講座教員)

第9条 寄附講座には少なくとも教授または准教授相当者1名及び准教授または助手相当者1名の教員（以下「寄附講座教員」という。）を置くものとする。

2 寄附講座教員の選考は、本校の専任の教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

3 校長は、前項の規定に基づき選考した寄附講座教員と雇用に関する契約を締結するものとする。

(経費の受入れ)

第10条 寄附講座の設置にかかる経費の寄附は、その設置期間にかかる総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の経費の寄附は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び阿南工業高等専門学校寄附金取扱細則に定めるところにより受け入れるものとする。

(経理等)

第11条 寄附講座教員の給与、研究費、旅費等寄附講座にかかるすべての経費は、前条による寄附金として受け入れた金額により経理し、支弁するものとする。

(特許権等の取扱い)

第12条 寄附講座教員が行った発明に係る特許権等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、寄附講座について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この細則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年6月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

様式 1（第 5 条関係）

寄 附 申 込 書

和暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

寄附者（個人又は民間機関の長）

住所

氏名

下記のとおり寄附講座の設置に係る経費等の寄附を申し込みます。

記

1 寄附講座の名称

2 設置目的

3 設置期間

4 寄附講座の運営経費等

（例）寄附講座等の運営に必要な一切の経費等（教員の給与，研究費，旅費，研究設備等）を寄附金により負担する。

5 寄附金額

総額 円

6 寄附の方法

様式 2（第 6 条関係）

寄附講座の概要

- 1 寄附講座の名称
- 2 寄附者
- 3 寄附者の概要
- 4 寄附予定額（施設設備等を併せて寄附する場合はその概要）
- 5 寄附の時期及び期間
- 6 寄附金の使途
- 7 寄附の方法
- 8 担当予定教員名及び職名
- 9 寄附講座の教育研究領域の概要（カリキュラムを含む。）
- 10 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性